

(仮称) 長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子 (案)

項目		条項	国の基準 (主務省令) 概要	委任	長野市の考え方	市条例案
	趣旨	第 1 条	(略)		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定を踏まえ、次のとおりとする。 「この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての基準を定めるものとする。」	第 1 条
	設備運営基準の目的	第 2 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</li> </ul>	一	当該主務省令の規定を踏まえ、次のとおりとする。 「法第13条第1項の規定により市が条例で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切	第 2 条

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
				な養成又は訓練を受けた職員（幼保連携型認定こども園の長（法第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。」	
設備運営基準の向上	第3条第1項第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市等の長は、その管理に属する法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</li> <li>指定都市等は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</li> </ul>	一	<p>当該主務省令の規定を踏まえ、次のとおりとする。</p> <p>「市長は、その管理に属する法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。」</p>	第3条
学級の編制の基準	第4条第1項第2項第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。</li> <li>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</li> <li>学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</li> </ul>	【従】	<p>現行の認定こども園に適用されている基準を基礎とし、1学級当たりの園児数30人以下を原則とする。</p>	第12条（学級の編制の基準）

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案									
制 及 び 職 員 に 関 す る 基 準		※ 異年齢児学級や満3歳児の取扱い等、弾力的な取扱いを認めることについては 通知で整理予定												
	職員の数 等	<p>第5条 第1項 ～ 第5項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</li> <li>特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</li> <li>幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の左記に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ右記に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">園児の区分</th> <th style="text-align: left;">員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</li> <li>上記に定める員数は、同表の左記の園児の区分ごとに右記の園児数に応じ定める数を合計した数とする。</li> <li>上記第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</li> <li>園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</li> </ul> <p>・幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。（調理業務の全</p>	園児の区分	員 数	1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。
園児の区分	員 数													
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人													
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人													
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人													
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人													

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
		部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる） <ul style="list-style-type: none"> <li>幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>副園長又は教頭</li> <li>主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</li> <li>事務職員</li> </ol> </li> </ul>			
園長等の資格	施行規則（予定）	※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令）（仮称）（以下「施行規則」という。）第12条、第13条に規定予定	—	—	—
短時間勤務（非常勤）の職員の扱い	施行規則（予定）	※ 施行規則第10条に規定予定 ※ 保育教諭等は常勤が前提である旨、短時間勤務の配置基準上の扱い（常勤換算方法）は通知で整理予定	—	—	—
建物及び附属設備の一体的設置	通知予定	※ 一体的設置の「原則」、「例外」として公道を挟む程度はOKの旨通知で整理予定	—	—	—
設備に関する基準	園舎及び園庭 第6条第1項～第7項	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</li> <li>園舎は、2階建以下を原則とするとしたこと。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</li> <li>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設けるものとする。ただし、第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</li> </ul> ※ 屋上関係の考え方については通知で整理予定  (1)建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第16条（園舎及び園庭）

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
		<p>(2) 保育室等が設けられている次の左記に掲げる階に応じ、中記に掲げる区分ごとに、それぞれ右記に掲げる設備が1以上設けられていること。</p> <p>階 区分 設備</p> <p>2階 常用 1 屋内階段 2 屋外階段</p> <p>避難用 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</p> <p>3階 常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</p> <p>避難用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</p> <p>4階 常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 以上 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>避難用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、</p>			

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
		<p>当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限るに改める。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>(3) 第2号に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園の調理室次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。) 以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落を防止する設備が設けられていること。</p> <p>(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防災処理が施されていること。</p>			

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</li> <li>・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</li> <li>・園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学級数 面積（平方メートル）</li> <li>1学級 180</li> <li>2学級以上 <math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></li> <li>イ 満3歳未満の園児数に応じ、第7条6項の規定により計算した面積</li> </ul> </li> <li>・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 次の左記に掲げる学級数に応じ、それぞれ右記に定める面積</li> <li>学級数 面積（平方メートル）</li> <li>2学級以下 <math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></li> <li>3学級以上 <math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></li> <li>イ <math>3.3</math> 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</li> </ul> </li> <li>(2) <math>3.3</math> 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 代替地の面積算入不可であること、屋上も原則面積算入不可だが限定的な場合のみ認めることを通知で整理予定</p>			
園舎に備えるべき設備	第7条第1項～第6項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備・手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</li> <li>・保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は学級数を下ってはならない。</li> <li>・満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入とする場合は、調理室を備えないことができる。この場合において、食事の提供においてなお行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</li> <li>・園内で調理する方法により行う園児数が20人未満の場合は、調理室を備えないことができる。この場合において、食事の提供を行うために必要な調理設備を備</li> </ul>	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第17条第1項～6項（園舎に備えるべき設備）

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案	
		えなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</li> <li>次の設備の面積は、各号に定める面積以上とする。（※第6条6項参照面積） <ol style="list-style-type: none"> <li>乳児室 1.65 m<sup>2</sup>×満2歳未満のほふくしない園児数</li> <li>ほふく室 3.3 m<sup>2</sup>×満2歳未満のほふくする園児数</li> <li>保育室又は遊戯室 1.98 m<sup>2</sup>×満2歳以上の園児数</li> </ol> </li> </ul>				
	第7条 第7項	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 放送聴取設備・映写設備・水遊び場・園児清浄用設備・図書室・会議室</li> </ul>	【参】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第17条第7項 (園舎に備えるべき設備)	
	園具及び 教具	第8条 第1項 第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</li> <li>前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</li> </ul>	【参】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第18条 (園具及び教具)
運営に 関する 基準	教育及び 保育を行 う期間及 び時間	第9条 第1項 第1号 第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。</li> <li>教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。</li> </ol> </li> </ul>	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第20条第1項第1号及び第2号 (教育及び保育を行う期間及び時間)
		第9条 第1項 第3号 第2項	<ol style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、一日につき8時間を原則とすること。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>前3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。</li> </ul> <p>※ 開園日数（休業日）及び開園時間については施行規則第16条で園則記載事項</p>	【参】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第20条第1項第3号及び第2項 (教育及び保育を行う期間及び時間)



項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
		<p>として規定予定</p> <p>※ 開園日数及び開園時間の弾力的な取扱い、夜間保育等の状況に配慮した教育時間の弾力的な取扱い等については、通知で整理予定</p>			
子育て支援事業の内容	第10条	<p>・幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実践することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>※ 子育て支援事業に該当する事業は施行規則第2条に規定予定</p> <p>※ 子育て支援事業の内容は認可基準第10条に規定</p>	【参】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第23条 (子育て支援事業の内容)
掲示	第11条	<p>・幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。</p>	【参】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第25条 (掲示)
学校教育法施行規則の準用	第12条	<p>・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>【参考】学校教育法施行規則第54条 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。</p>	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第26条 (学校教育法施行規則の準用)
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の	第13条 第1項 第2項	<p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用</p> <p>差別的取扱いの禁止（9条）</p> <p>虐待等の禁止（9条の2）</p>	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第7条 (園児を平等に取り扱う原則)

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
準用		<p>懲戒権限の濫用禁止（9条の3）</p> <p>食事（11条）            ※ 保育を必要とする園児への食事提供義務の例外として、弁当持参等の弾力的な取扱いを限定的に認める旨については通知で整理予定</p> <p>秘密保持の義務（14条の2）</p> <p>保育室等を2階、3階以上に設ける要件（32条8号）</p> <p>3歳以上の園児への食事の提供は外部搬入可（32条の2）</p>			<p>第8条 （虐待等の禁止）</p> <p>第9条 （懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第21条 （食事）</p> <p>第10条 （秘密保持等）</p> <p>第16条第3項 （園舎及び園庭）</p> <p>第22条 （幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例）</p>
		<p>・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用</p> <p>設備運営基準の向上（4条）</p> <p>人格の尊重（5条1項）</p>	【参】	<p>国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性            その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。</p>	<p>第4条（設備運営基準と幼保連携型認定こども園）</p> <p>第5条（幼保</p>

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
		保護者及び地域社会への運営内容の説明（5条2項） 必要な設備の設置（5条4項） 職員の資質向上・研修機会の確保（7条の2） 苦情への対応（14条の3 1項） 保育実施に係る指導等に対する改善（14条の3 3項） 調査（苦情等）への協力（14条の3 4項） 家庭・地域との連携、保護者との連絡（36条） ※ 学校評議員は施行規則第27条で準用する学校教育法施行規則第49条に規定予定 ※ それ以外は認可基準第13条に規定（児童福祉施設設備運営基準を準用）			連携型認定こども園の一般原則） 第6条（幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等） 第11条第1項～3項（苦情への対応） 第24条（保護者との連絡）
幼稚園設置基準の準用	第14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。            【参考】幼稚園設置基準 第7条            幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</li> <li>2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</li> </ul>	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第15条（一般的基準）
園児要録・出席簿	施行規則（予定）	※ 施行規則第32条、第27条で準用する学校教育法施行規則第25条に規定予定	—	—	—
職員会議	施行規則	※ 施行規則第27条で準用する学校教育法施行規則第48条に規定予定	—	—	—

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
	(予定)				
運営状況 評価	施行規則 (予定)	※ 施行規則第24～26条に規定予定	—	—	—
健康診断	施行規則 (予定)	※ 施行規則第28条で準用する学校保健安全法施行規則第5条第1項に規定	—	—	—
感染症に 係る臨時 休業・出席 停止	施行規則 (予定)	※ 認定こども園法第27条で準用する学校保健安全法第19条及び第20条に規定されているため、省令には規定不要（感染症の種類や出席停止の期間の基準、出席停止の報告事項、感染症の予防に関する細目は施行規則第28条で準用する学校保健安全法施行規則第18～21条に規定予定）	—	—	—
その他	施行期日 附則 第1条	<ul style="list-style-type: none"> <li>この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</li> </ul>	—	附則による長野市社会福祉審議会条例の一部改正を受け、長野市社会福祉審議会条例(平成12年長野市条例第3号)に規定する長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会では、一部施行日前においても、同法による改正後の認定こども園法第25条のその権限に属させられた事項(同法第17条第3項の規定に係るものに限る。)について調査審議する必要があることから、ただし書きに当該事項を付記する。	附則第1条 (施行期日)

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案												
みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	附則第2条第1項第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施行日から起算して5年間は、第5条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（旧法適用）の職員配置については、なお従前の例によることができる。</li> <li>• みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第6条から第8条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</li> </ul>	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	第2条（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）												
幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例	附則第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること。</li> </ul>	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	附則第3条（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）												
幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	附則第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る特例は、当分の間、次のとおりとする。</li> </ul> <p>(1) 保育室等は、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは2階に設けることができる。</p> <p>(2) 園庭の面積は、次の左記に掲げる学級数に応じ、それぞれ右記に定める面積を合算した面積以上とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積（平方メートル）</td> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学级以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </table> <p>(3) 乳児室、ほふく室の面積は、次の左記に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ右記に定める面積以上とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>居室</td> <td>面積（平方メートル）</td> </tr> <tr> <td>乳児室</td> <td>1.65平方メートルに、満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>3.3平方メートルに、満2歳未満の園児のうちほふくするものの</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学级以上	400+80×（学級数-3）	居室	面積（平方メートル）	乳児室	1.65平方メートルに、満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	ほふく室	3.3平方メートルに、満2歳未満の園児のうちほふくするものの	【従】	国の基準と異なる基準とする地域の実情及び特性 その他特別な事由がないことから、同一の基準とする。	附則第4条（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）
学級数	面積（平方メートル）																
2学級以下	330+30×（学級数-1）																
3学级以上	400+80×（学級数-3）																
居室	面積（平方メートル）																
乳児室	1.65平方メートルに、満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積																
ほふく室	3.3平方メートルに、満2歳未満の園児のうちほふくするものの																

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
		<p style="text-align: center;">数を乗じて得た面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る特例は、当分の間、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育室等は1階に設けるものとする。ただし、第16条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは2階に、第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは3階以上の階に設けることができる。</li> <li>(2) 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 満3歳以上の園児数に応じ、第17条第6項の規定により算定した面積</li> <li>イ 満3歳未満の園児数に応じ、第17条第6項の規定により算定した面積</li> </ul> </li> <li>(3) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</li> <li>イ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※ 建物及び附属設備の一体的設置について  一体的設置について通知で整理する中において、併せて整理予定</p> <p>※ 職員室の設置については、移行特例なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第16条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園児が安全に移動できる場所であること。</li> <li>(2) 園児が安全に利用できる場所であること。</li> </ul> </li> </ul>			

項目	条項	国の基準（主務省令）概要	委任	長野市の考え方	市条例案
		(3) 園児が日常的に利用できる場所であること。 (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。  ※ 運動場等の設置・面積（屋上の取扱い）について 屋上の取扱いについて通知で整理される中において、併せて整理予定			
(長野市社会福祉審議会条例の一部改正)	附則第5条	長野市社会福祉審議会条例の一部を次のように改正する。 (1) 第1条中「児童福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)」の下に「、幼保連携型認定こども園に関する事項」を加える。 (2) 第6条第3号中「児童及び母子の福祉」の次に「並びに幼保連携型認定こども園」を加える。	市独自規定	市民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、子どもの保護者、関係団体及び学識経験を有する者等で構成する長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会で一体的に審議するため改正するもの	第5条(長野市社会福祉審議会条例の一部改正)

※ 上記「国の基準」は、幼保連携型認定こども園の基準に関し、地方自治体において条例で定める事項として府省令「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」において定められたものです。

※ 当該基準で規定されている以外の事項については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（仮称）」において定められるとともに、国から各種通知等が発出される予定であるため、今回の条例においては定める必要はありません。

※ 認可基準で規定している事項以外の内容については、現時点での国の整理の予定を記載しているものであり、今後変更があり得ます。（特に施行規則については、仮案文で示された内容を基に記載しており、規定ぶり・規定位置は未定稿・現時点版であり、法制審査等の結果、今後変更があり得ます。）